

令和元年 6 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 3 2 号

令和元年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 3 号

令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

以上 2 議案については、別途説明につき説明省略

議案第34号

射水市森林環境保全基金条例の制定について

(説明)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)の施行に伴い、「森林環境税」が創設され、その収入額に相当する額が「森林環境譲与税」として市町村及び都道府県に譲与されることから、森林の整備及びその促進に関する施策に資することを目的として、射水市森林環境保全基金を設置するため、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

第1条 設置

第2条 積立て

第3条 管理

第4条 運用益金の処理

第5条 処分

第6条 繰替運用

第7条 委任

2 施行期日

条例公布の日

議案第 3 5 号

射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(説明)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律
(令和元年法律第 1 号)の施行に伴い、その内容を勘案して、本市特別職の職員で非常勤の
ものの報酬を改正しようとするもの。

1 改正内容

特別職の職員で非常勤のものうち、次の報酬について、改正するもの。

区 分	現 行	改正案
選挙長	日額 10,600円	日額 10,800円
投票所の投票管理者	日額 12,600円	日額 12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円	日額 11,300円
開票管理者	日額 10,600円	日額 10,800円
投票所の投票立会人	日額 10,700円	日額 10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円	日額 9,600円
開票立会人	日額 8,800円	日額 8,900円
選挙立会人	日額 8,800円	日額 8,900円

2 施行期日

条例公布の日

議案第 3 6 号

射水市行政不服審査法施行条例の一部改正について
(説明)

工業標準化法(昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の
改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に基づく審査請求の手續において提出された書類等の写しの交付に係る手数料
の規定については、工業標準化法の規定を一部引用しており、同法の改正により「日本工
業規格」が「日本産業規格」に改められたことに伴い、本条例中の引用箇所を改正するも
の。

2 施行期日

令和元年 7 月 1 日

議案第 37 号

射水市市税条例等の一部改正について

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 射水市市税条例(平成17年射水市条例第78号)の一部改正(第1条及び第2条関係)

ア 個人の市民税の非課税範囲の見直し

子どもの貧困に対応するため、令和3年度以降の各年度分の個人の市民税について、単身児童扶養者(事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親をいう。)を非課税措置の対象に加えるもの。

イ 軽自動車税の見直し

(ア) 消費税率の引上げに配慮し、グリーン化特例について令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新設し、現行制度を2年間延長するとともに、令和4年度分及び令和5年度分の軽課を令和3年4月1日以降に初回新規登録等を受けた電気自動車等に限定した上で新設するもの。

(イ) 消費税率の引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減するもの。

ウ ア及びイの規定の整備等に伴い、字句の改正、引用条項の改正等を行うもの。

(2) その他規定の整備を行うもの(改元に伴う改元日以降の年表示の改正。第1条及び第3条から第9条まで関係)。

2 施行期日

令和元年10月1日。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

(1) 1(1)アに係る改正規定 令和3年1月1日

(2) 1(1)イ(ア)に係る改正規定のうち、令和4年度分及び令和5年度分の軽課に関する規定 令和3年4月1日

(3) 1(1)ウに係る改正規定 個別に施行日の定めのある規定を除き、令和元年10月1日

(4) 1(2)に係る改正規定 条例公布の日

議案第38号

射水市介護保険条例の一部改正について

(説明)

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 低所得者に係る介護保険料の軽減措置について、本年10月からの消費税率の引上げに伴い、所得段階が第1段階の第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅を引き上げるとともに、軽減対象を第1段階から第3段階までの第1号被保険者に拡大し、次のとおり軽減措置の強化を図るもの。

所得段階	対象者	減額賦課に係る保険料等	
		現 行	改 正 案
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市県民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者等	29,600円 (保険料基準額×0.4)	24,100円 (保険料基準額×0.325)
第2段階	世帯全員が市県民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者等	48,100円 (保険料基準額×0.65)	38,900円 (保険料基準額×0.525)
第3段階	世帯全員が市県民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者等	51,800円 (保険料基準額×0.7)	50,000円 (保険料基準額×0.675)

この表の軽減措置については、令和元年度及び令和2年度において実施する。

- (2) その他規定の整備を行うもの(改元に伴う改元日以降の年表示の改正)

2 施行期日等

- (1) 施行期日

条例公布の日

- (2) 適用期日

ア 1(1)に係る改正規定 平成31年4月1日

イ 1(2)に係る改正規定 条例公布の日

議案第 39 号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

(説明)

地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため、課税限度額を次のとおり引き上げるもの。

区 分	課 税 限 度 額		引上げ額
	現 行	改正案	
医療分	58万円	61万円	3万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	
介護納付金分	16万円	16万円	
合 計	93万円	96万円	3万円

(2) 国民健康保険税の軽減対象の拡充

低所得者の保険税負担の軽減を図るため、均等割額及び平等割額に係る5割軽減及び2割軽減の判定に用いる所得の基準について、次のとおり改正するもの。

区 分	軽 減 判 定 所 得 の 基 準	
	現 行	改 正 案
7割軽減	33万円以下	現行どおり
5割軽減	33万円 + 27.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	33万円 + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割軽減	33万円 + 50万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	33万円 + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者になった者で、引き続き同一の世帯に属するもの

2 施行期日

条例公布の日(令和元年度分から適用)

議案第 40 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 家庭的保育事業者等については、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、当該保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならないとしているところ、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合に、定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを確保することをもって、連携施設を確保することに代えることができることとするもの。
- (2) 満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内保育事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの(次号において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、連携施設の確保を不要とするもの。
- (3) 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)の連携施設の確保に関する経過措置期間を5年間延長するもの。
- (4) 家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業者について、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を「10年」とすることとし、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者と同様の取扱いとするもの。
- (5) その他規定の整備を行うもの(字句の改正)。

2 施行期日

条例公布の日

議案第41号

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

(説明)

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 本条例に基づく固定資産税の課税免除又は不均一課税の対象となる減価償却資産については、租税特別措置法の規定を一部引用しており、同法の改正により引用条項の項及び号番号が繰り下げ等されたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの(改元に伴う改元日以降の年表示の改正)。

2 施行期日等

- (1) 施行期日
条例公布の日
- (2) 適用期日
ア 1(1)に係る改正規定 平成31年4月1日
イ 1(2)に係る改正規定 条例公布の日

議案第42号

射水市都市公園条例等の一部改正について

(説明)

都市公園内に公園施設として、飲食物を提供する店舗の出店者を求めるに当たり、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定により公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理しようとする場合の使用料について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 市内の都市公園に公園施設を設け、又は管理する場合の使用料に係る規定について、射水市行政財産使用条例(平成17年射水市条例第52号)に定める使用料の算定方法を準用することとし、当該規定を見直すもの(第1条関係)。
- (2) その他規定の整備を行うもの(改元に伴う改元日以降の年表示の改正。第2条関係)。

2 施行期日

条例公布の日

議案第43号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 放課後児童支援員は、都道府県知事が行う資格研修を修了した者でなければならないこととしているところ、省令の一部改正により当該研修について、令和元年度から指定都市の長も実施できるようになったことから、本条例で定める放課後児童支援員の資格に関する規定についても同様に改正するもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの(改元に伴う改元日以降の年表示の改正)

2 施行期日

条例公布の日

議案第44号

射水市火災予防条例の一部改正について

(説明)

工業標準化法(昭和24年法律第185号)及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成16年総務省令第138号。以下「省令」という。)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 本条例に基づく避雷設備の構造等の規定については、工業標準化法の規定を一部引用しており、同法の改正により「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたことに伴い、本条例中の引用箇所を改正するもの。
- (2) 住宅の用途に供される防火対象物について、住宅用防災機器(自動火災報知設備等)の設置及び維持を要するところ、省令の一部改正により民泊住戸部分が300㎡未満である民泊施設において、「特定小規模施設用自動火災報知設備」を設置することで、当該施設における自動火災報知設備の設置を免除することが可能となったことから、本条例で定める当該設備等の設置の免除に関する規定についても同様に改正するもの。
- (3) その他規定の整備を行うもの(字句の改正)

2 施行期日

- (1) 1(1)に係る改正規定 令和元年7月1日
- (2) 1(2)及び(3)に係る改正規定 条例公布の日

議案第45号

市道路線の廃止について

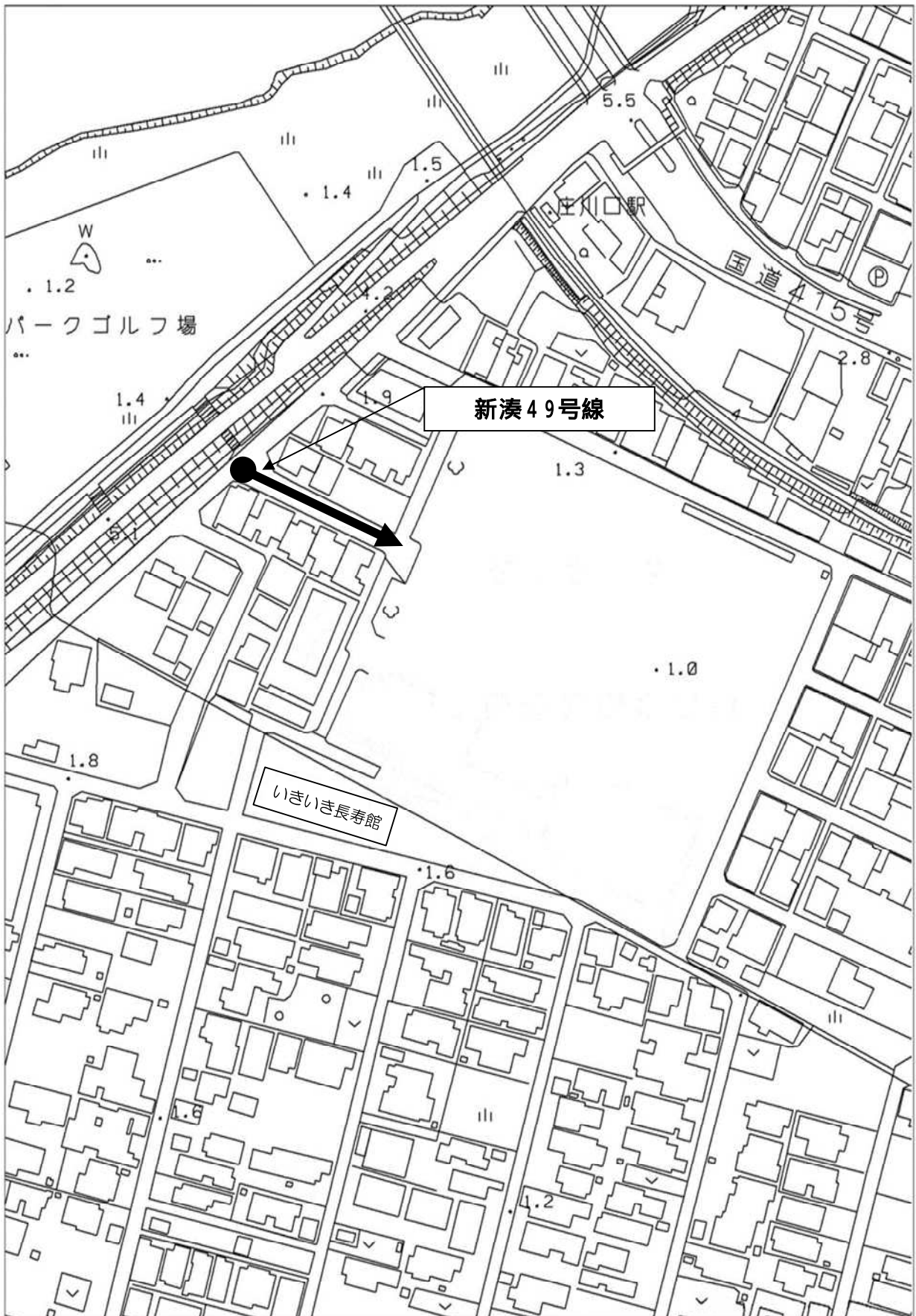
(説明)

住宅市街地総合整備事業等により、市道路線の4路線を廃止しようとするもの(道路法第10条第3項)。

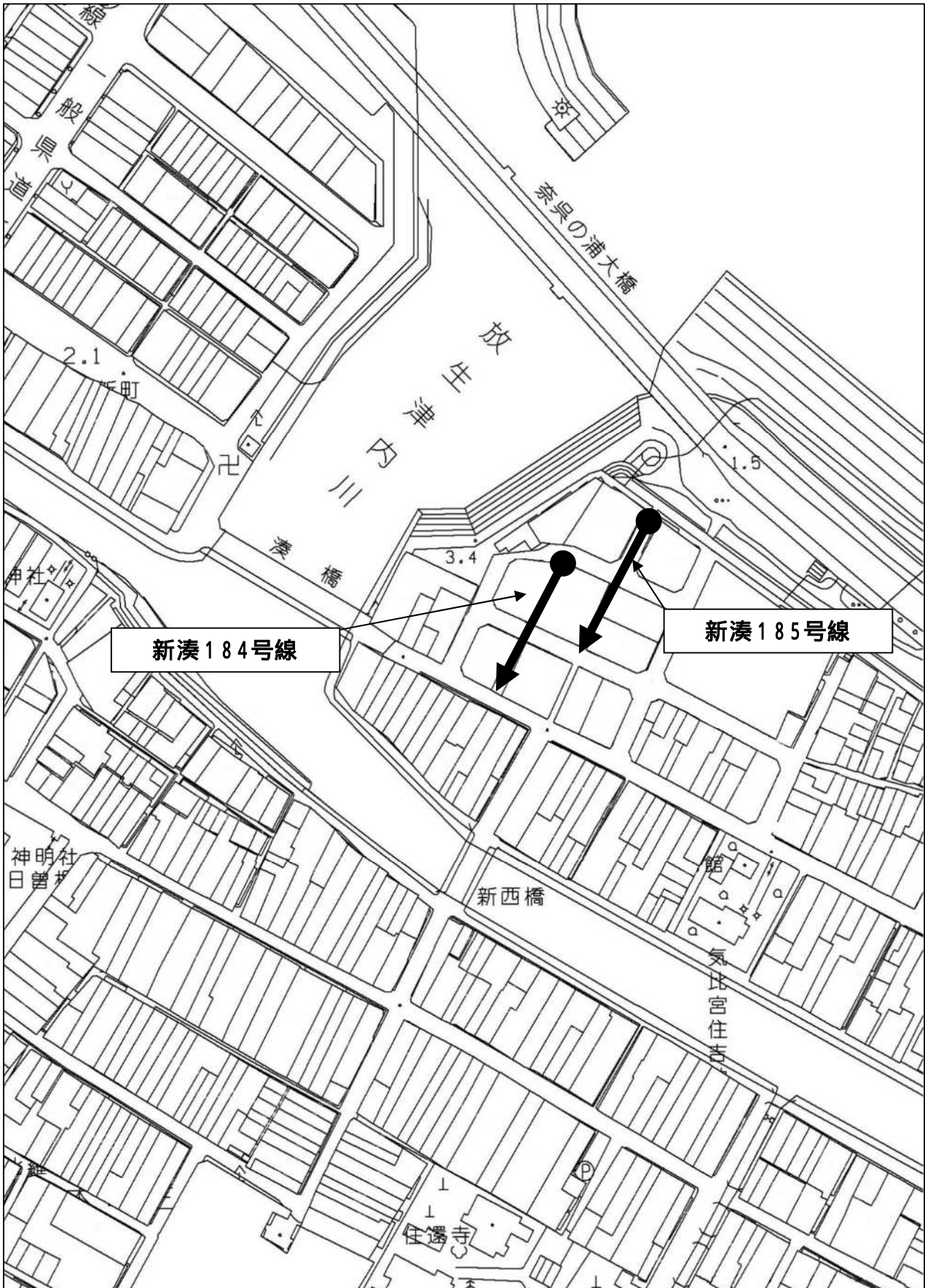
廃止する路線

図面 番号	廃止路線名	起 点	終 点
1	新湊49号線	庄川本町	庄川本町
2	新湊184号線	放生津町	放生津町
	新湊185号線	放生津町	放生津町
3	塚原124号線	沖塚原	沖塚原

市道廃止路線図 1



市道廃止路線図 2



市道廃止路線図 3



議案第46号

市道路線の認定について

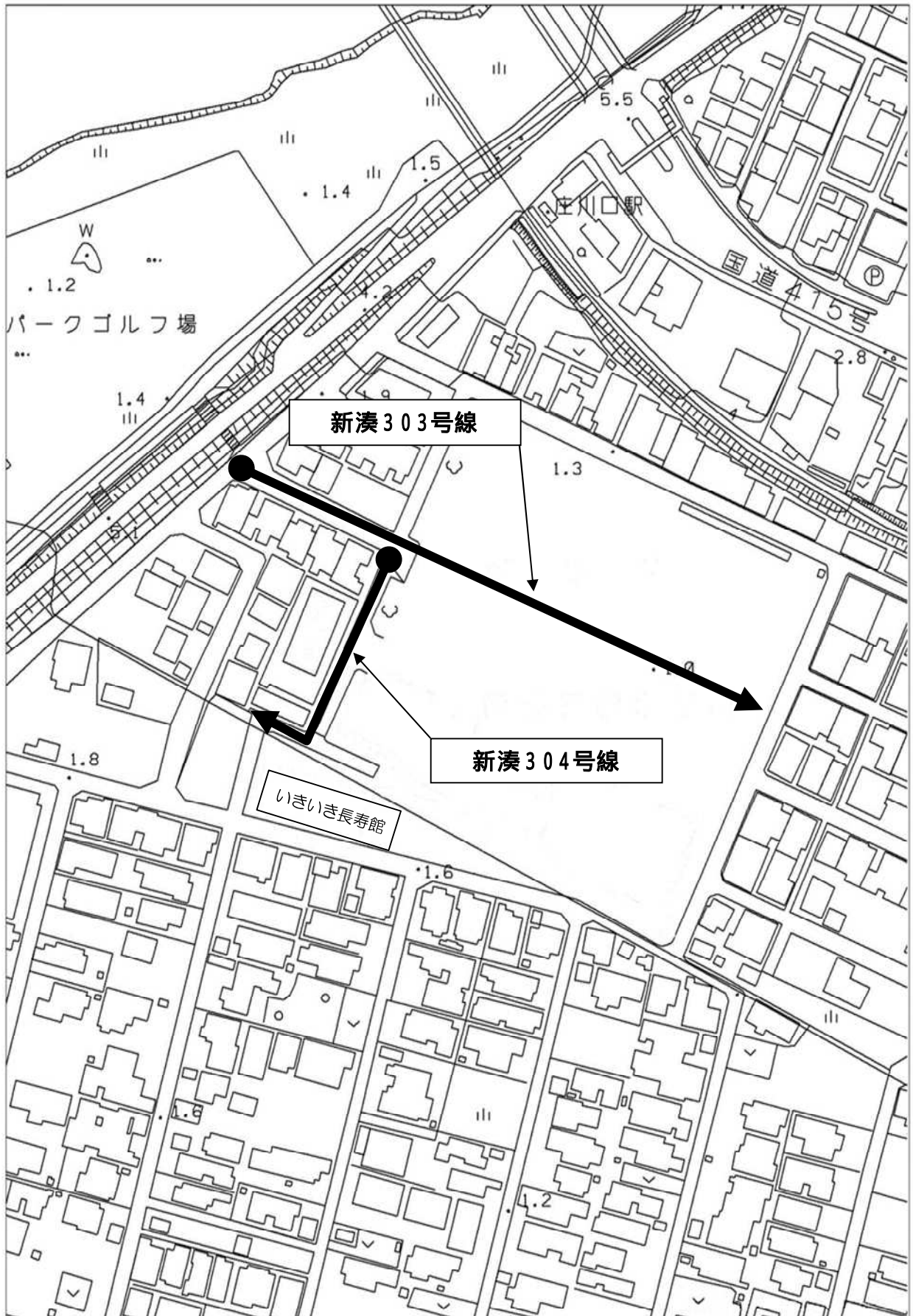
(説明)

開発行為に基づく道路の帰属等、住民に密着した生活基盤の充実を図るため、22路線を市道路線として認定しようとするもの(道路法第8条第2項)。

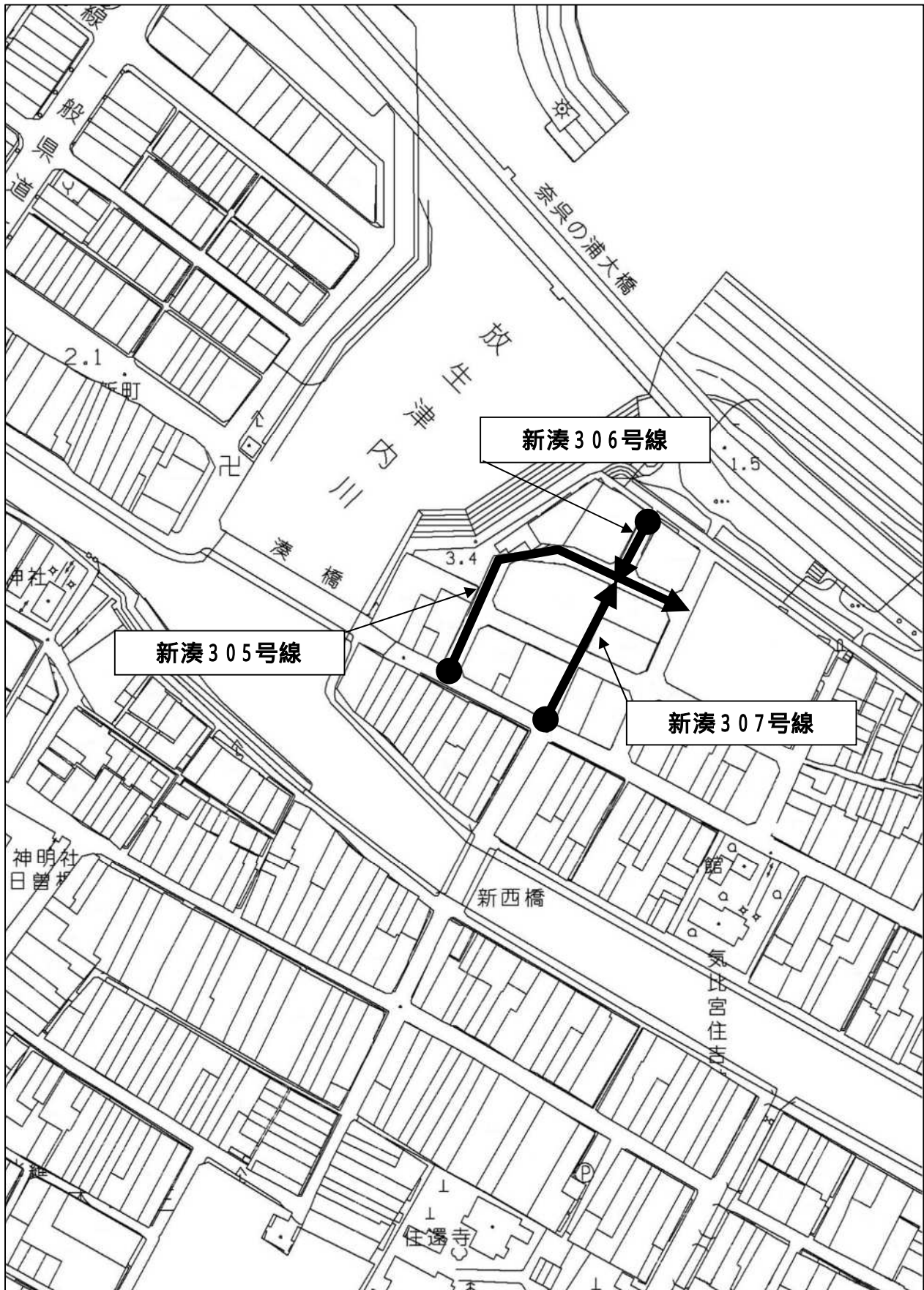
認定する路線

図面 番号	認定路線名	起 点	終 点
1	新湊303号線	庄川本町	庄川本町
	新湊304号線	庄川本町	庄川本町
2	新湊305号線	放生津町	放生津町
	新湊306号線	放生津町	放生津町
	新湊307号線	放生津町	放生津町
3	塚原153号線	寺塚原	寺塚原
4	塚原154号線	沖塚原	沖塚原
	塚原155号線	沖塚原	沖塚原
	塚原156号線	沖塚原	沖塚原
5	塚原157号線	朴木	朴木
6	作道263号線	殿村	殿村
7	大江1409号線	西高木	西高木
8	二口17号線	二口	二口
9	牧田2号線	串田	串田
10	新町10号線	北野	北野
11	黒河586号線	黒河新	黒河新
	黒河587号線	黒河新	黒河新
	黒河588号線	黒河新	黒河新
	黒河589号線	黒河新	黒河新
12	中村9号線	中村	中村
	中村10号線	中村	中村
	中村11号線	中村	中村

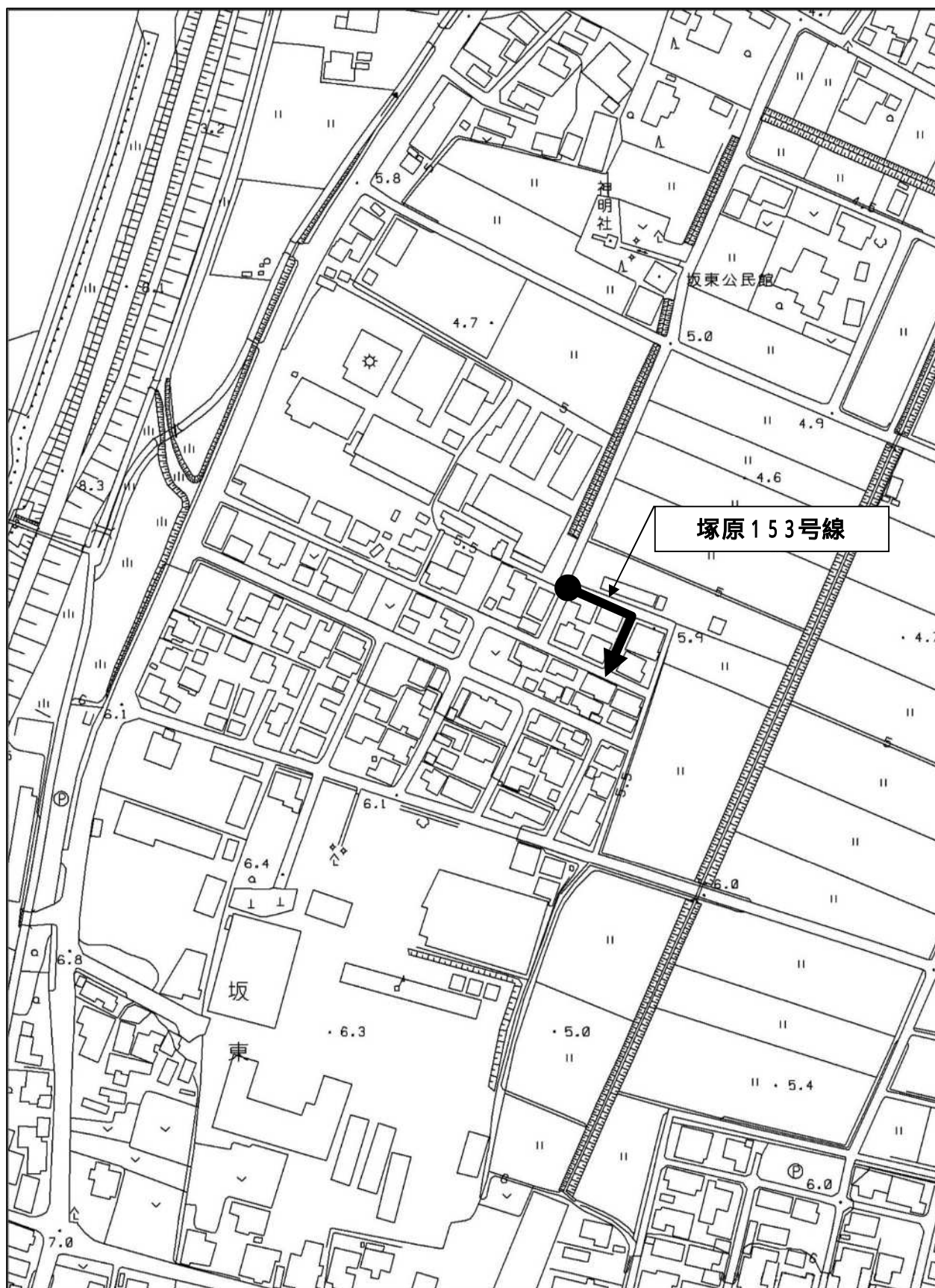
市道認定路線図 1



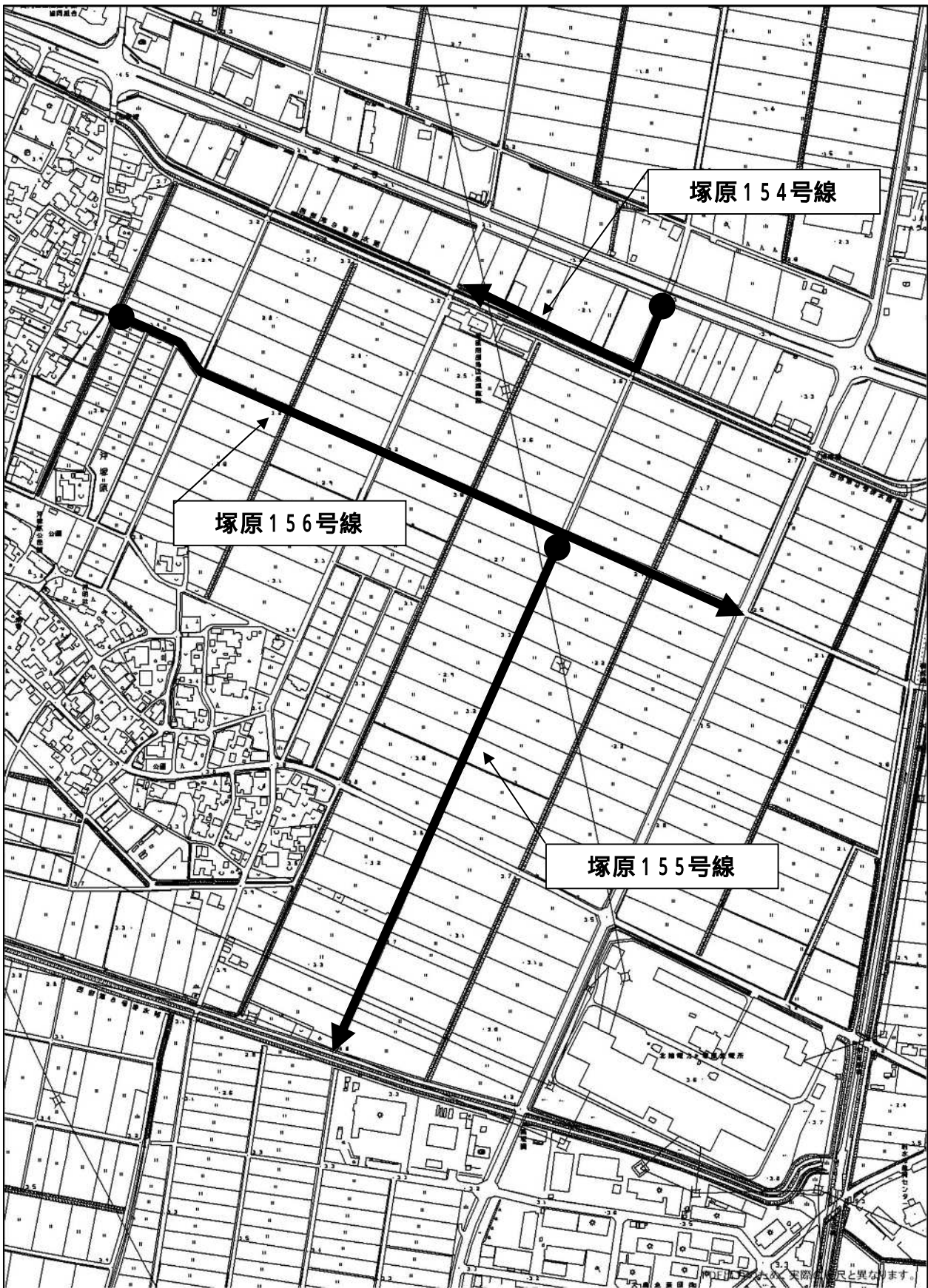
市道認定路線図 2



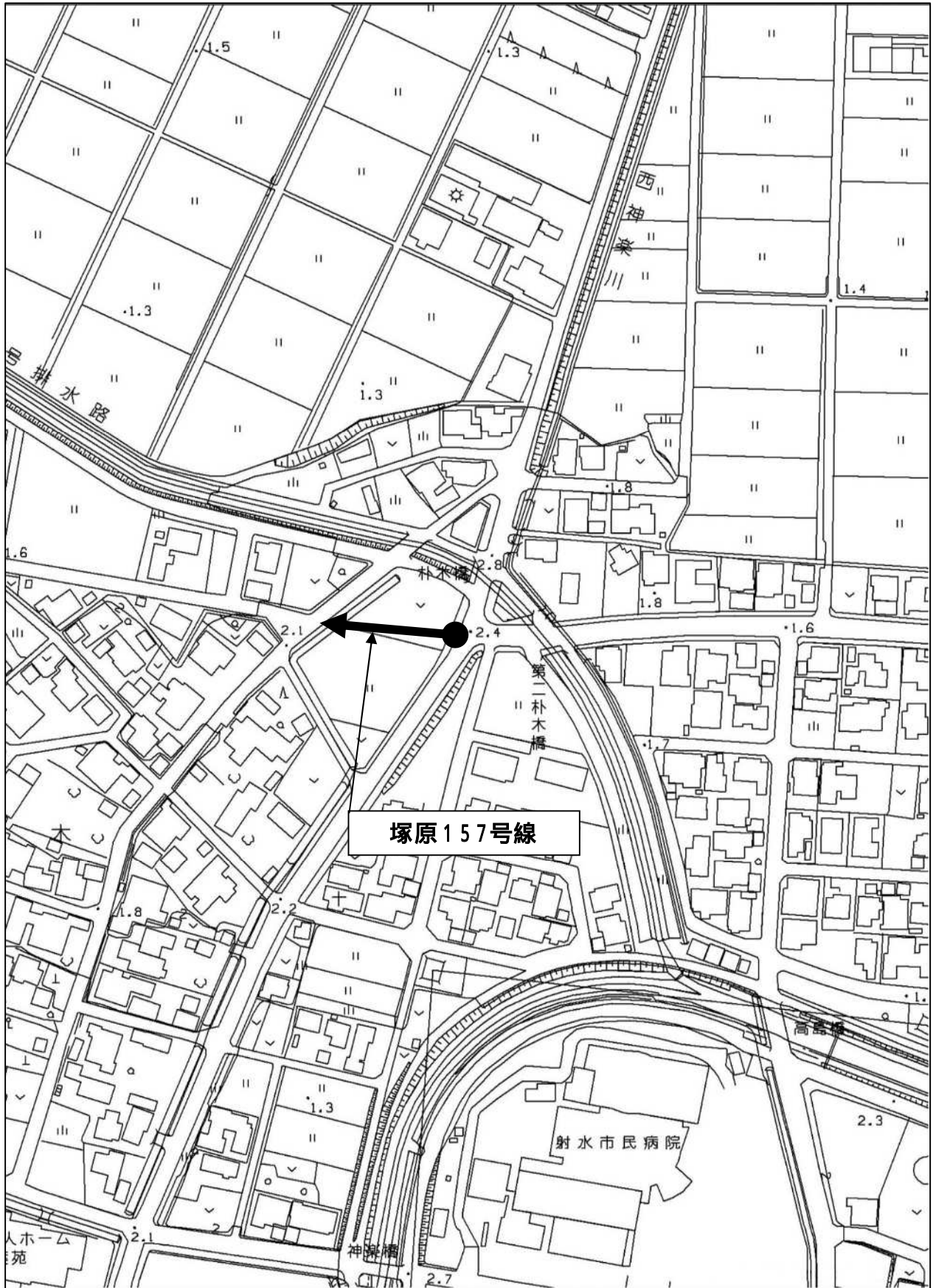
市道認定路線図 3



市道認定路線図 4



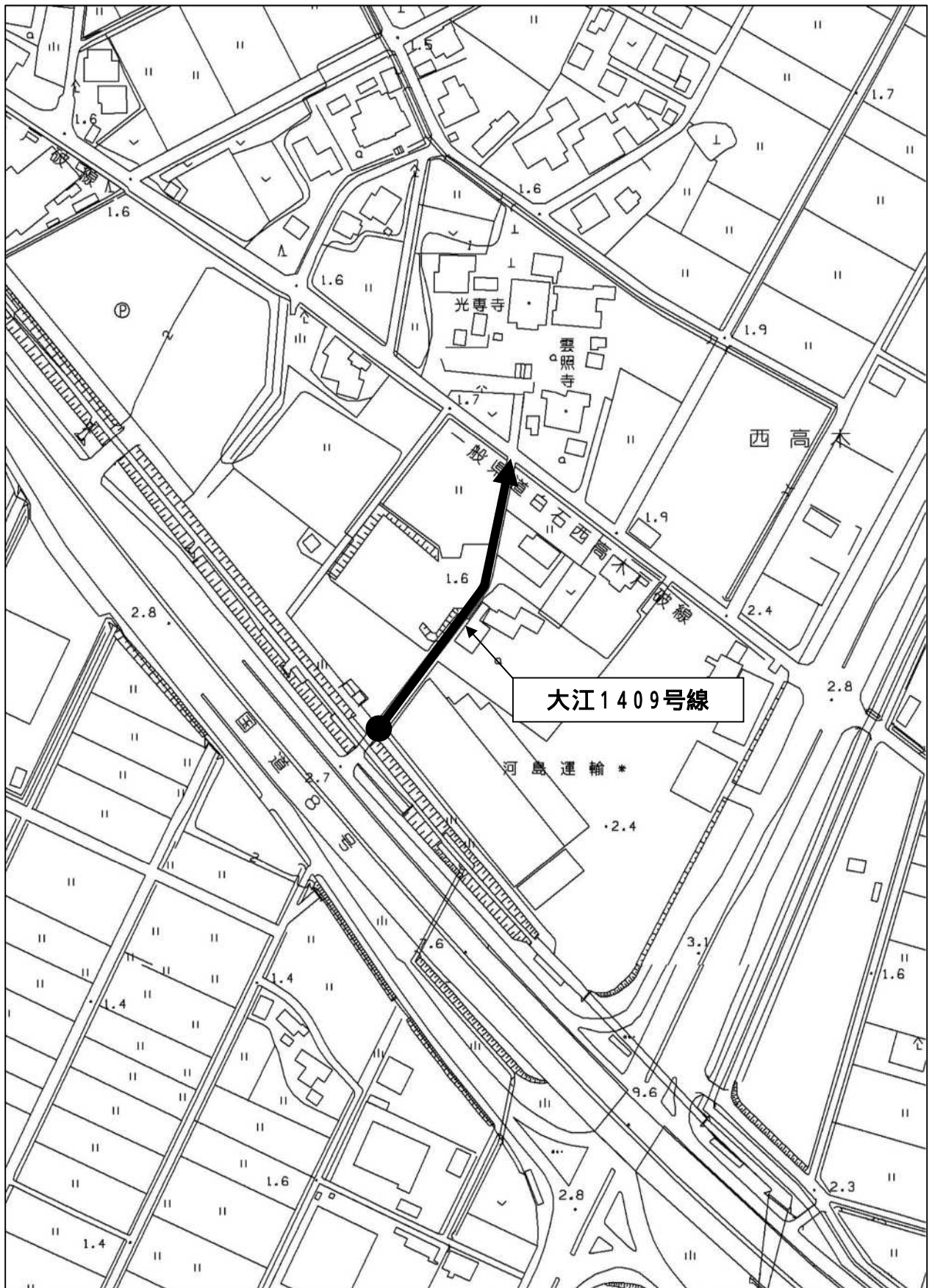
市道認定路線図 5



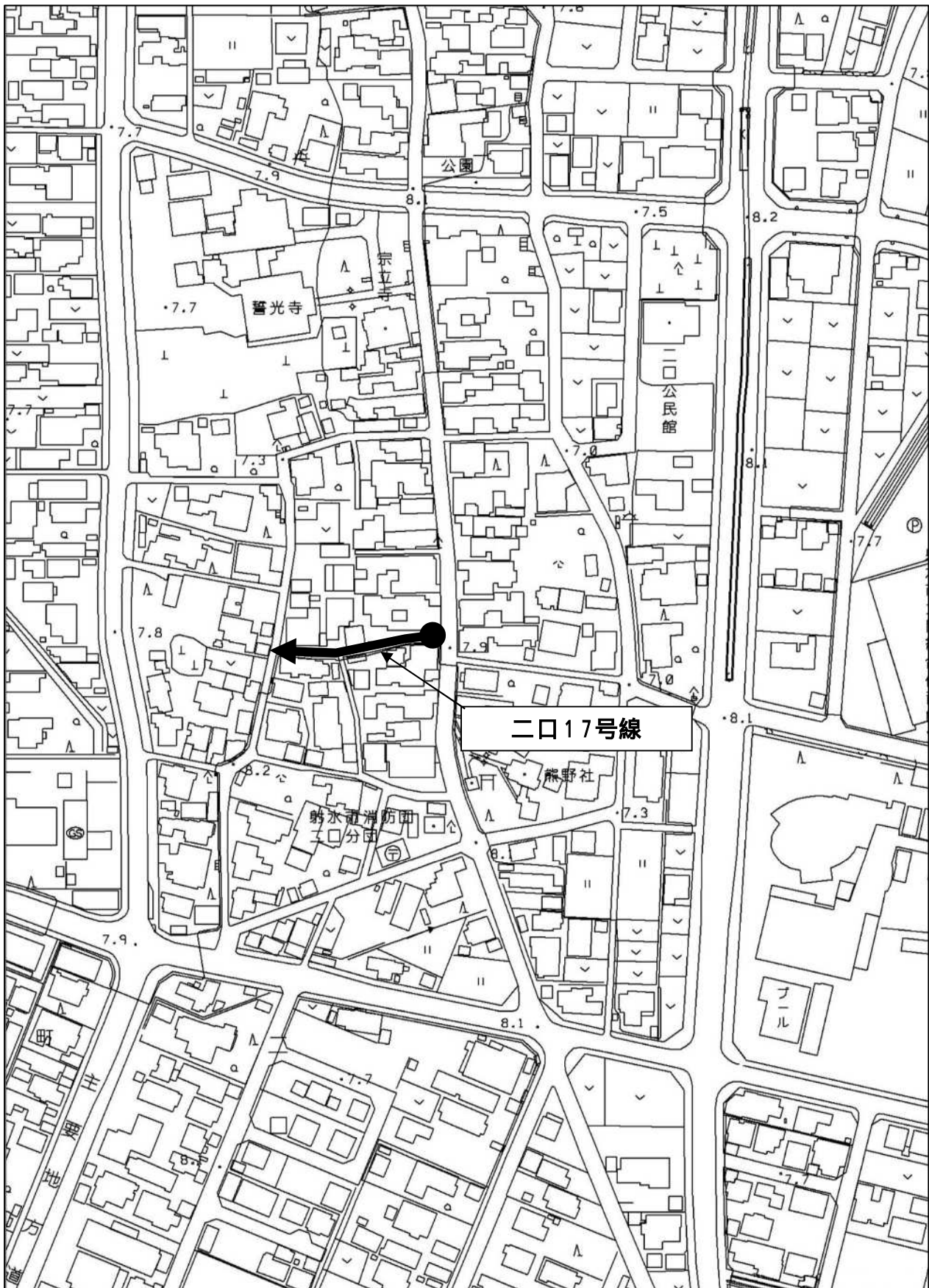
市道認定路線図 6



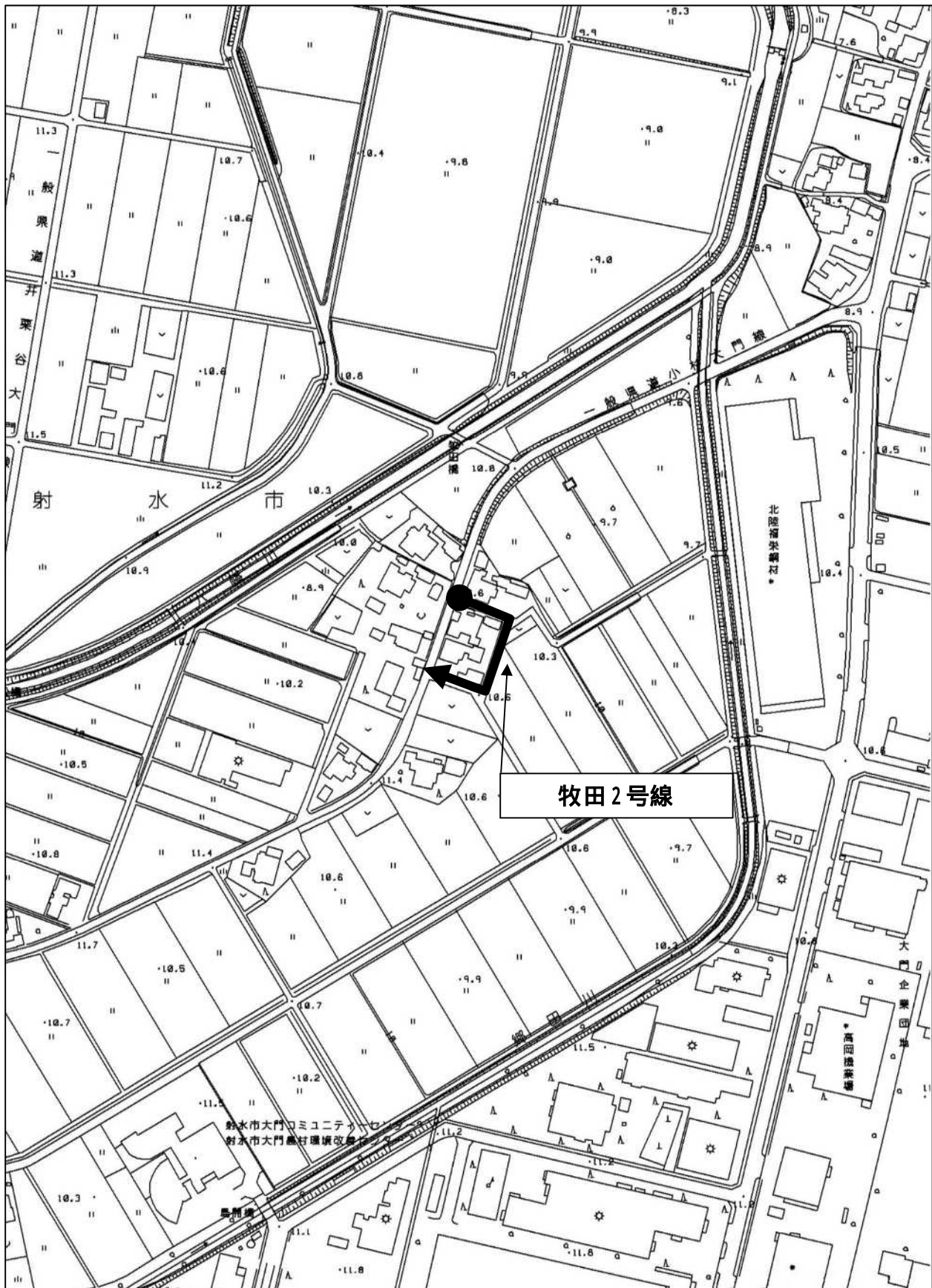
市道認定路線図 7



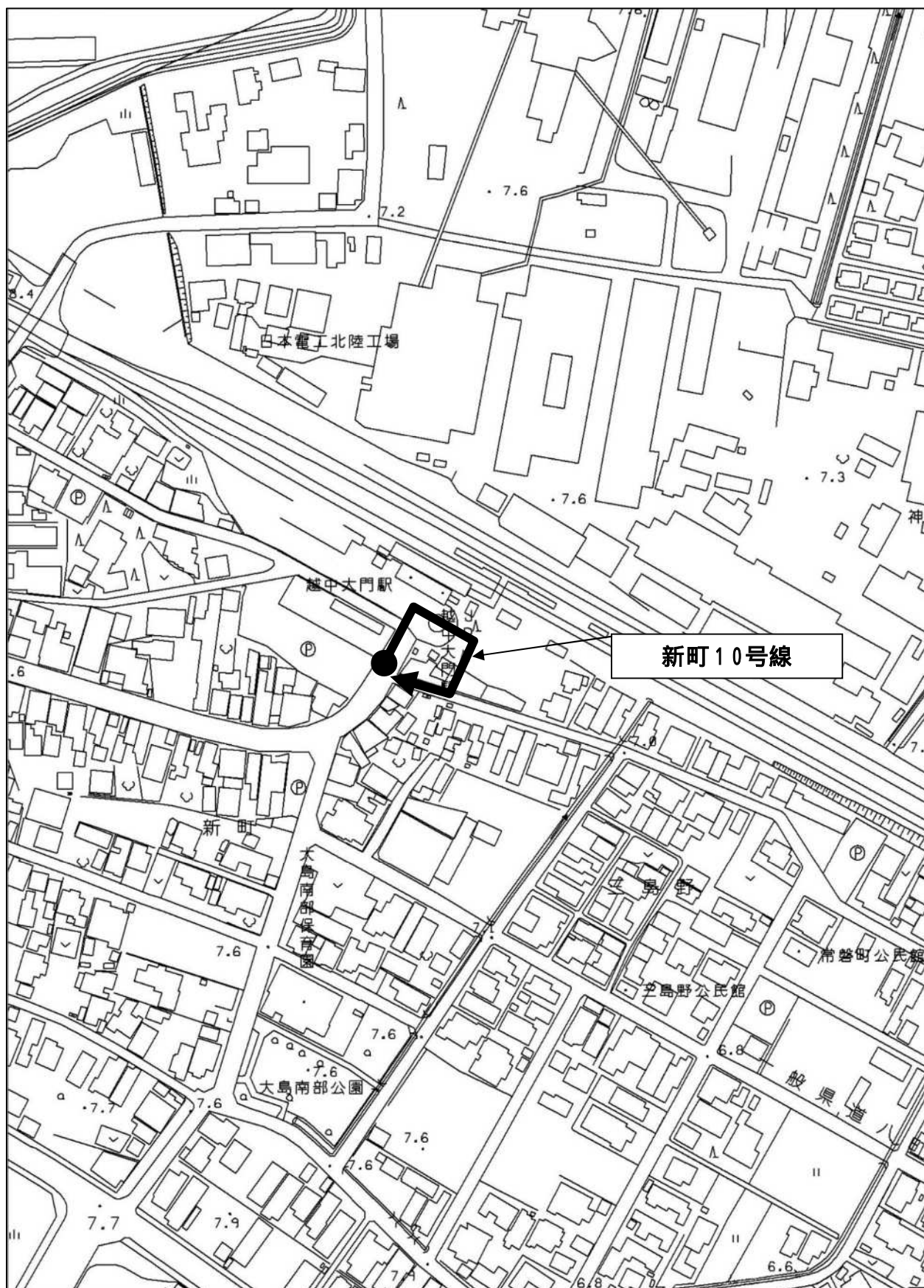
市道認定路線図 8



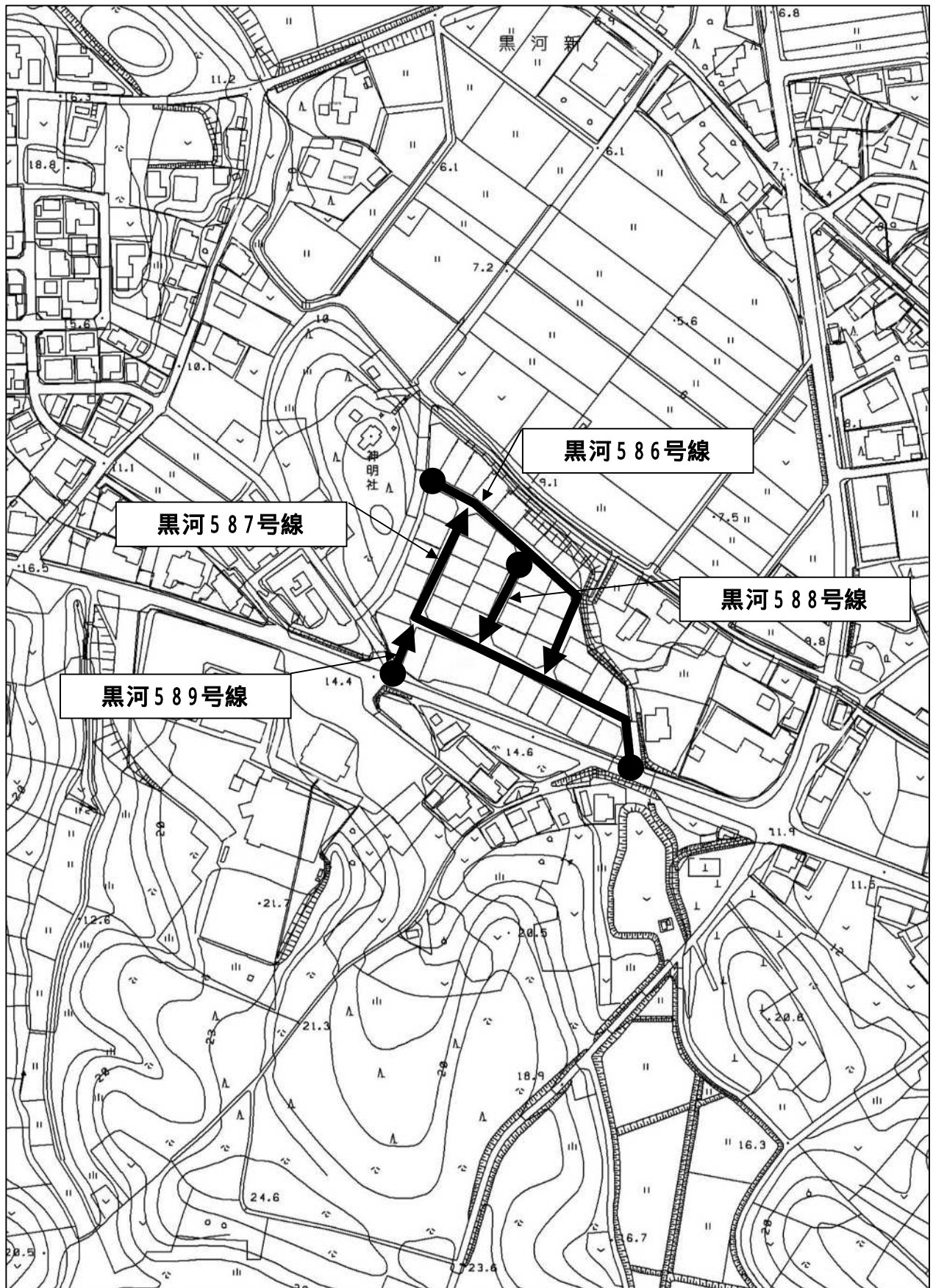
市道認定路線図 9



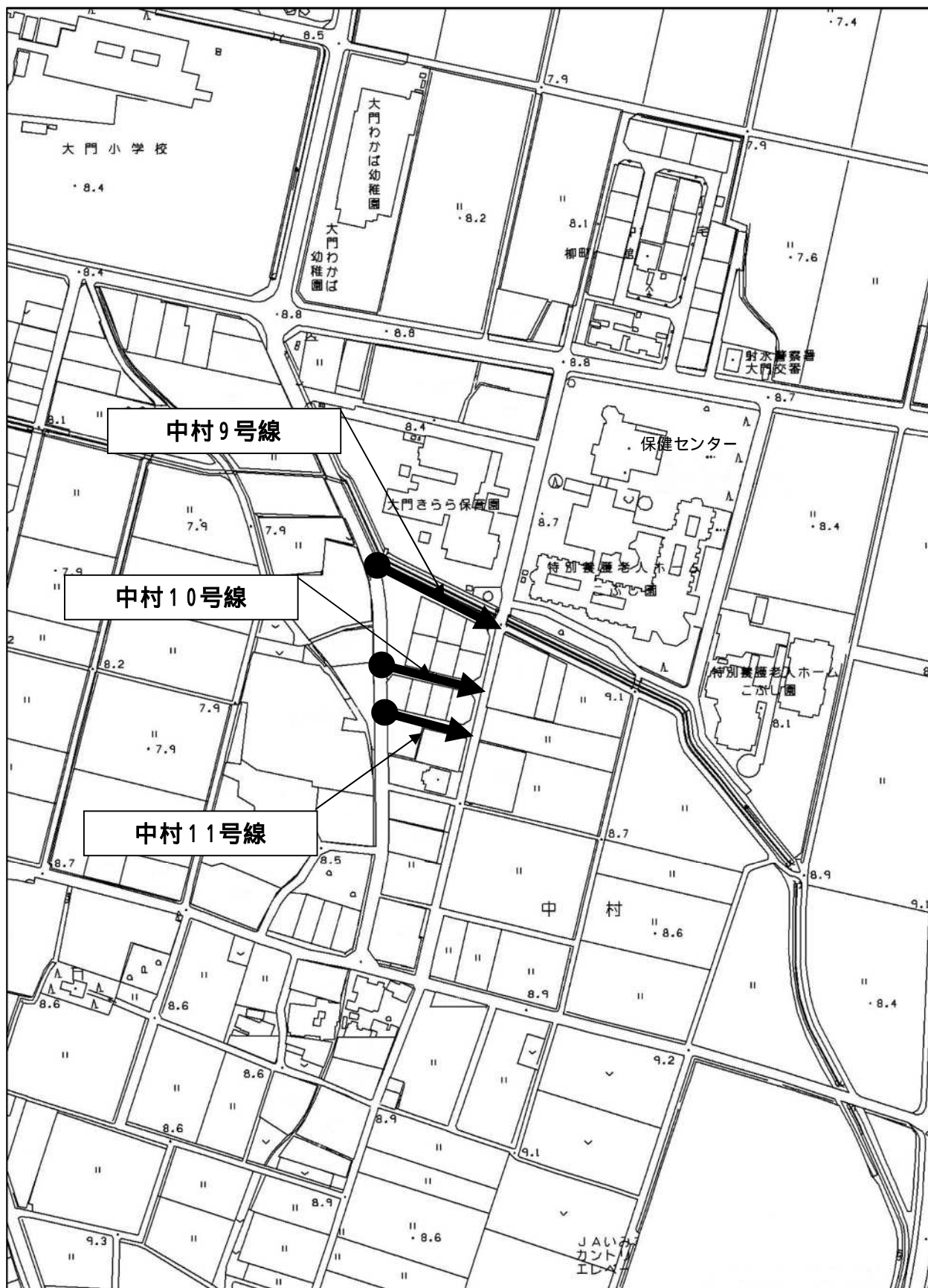
市道認定路線図 10



市道認定路線図 1 1



市道認定路線図 1 2



議案第 47号

動産の取得について

(説明)

令和元年5月14日に指名競争入札に付した泡原液搬送車の購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項(別表第4)、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
泡原液搬送車	1台	指名競争入札 による契約	46,750,000円 (うち消費税等 4,250,000円)	富山市牛島新町4番10号 株式会社モリタ富山 営業所 所長 岩村 純一	令和2年 2月27日

議案第 48号

動産の取得について

(説明)

令和元年5月14日に指名競争入札に付した消防ポンプ自動車の購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項(別表第4)、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
消防ポンプ自動車	2台	指名競争入札 による契約	30,756,000円 (うち消費税等 2,796,000円)	富山市牛島新町4番10号 株式会社モリタ富山 営業所 所長 岩村 純一	令和2年 3月31日

議案第49号

射水市本江コミュニティセンター改築（建築主体）工事請負契約について

（説明）

令和元年5月14日に制限付き一般競争入札に付した射水市本江コミュニティセンター改築（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	343,200,000円 (うち消費税等 31,200,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	北海工業・米田木材射水市本江 コミュニティセンター改築（建築 主体）工事共同企業体 代表者 射水市足洗新町一丁目101番地 北海工業株式会社 代表取締役 石村 正男 構成員 射水市庄川本町16番3号 米田木材株式会社 代表取締役 米田 大樹	契約締結の日 ~ 令和2年3月25日

議案第50号

射水市下村コミュニティセンター改築（建築主体）工事請負契約について
（説明）

令和元年5月14日に制限付き一般競争入札に付した射水市下村コミュニティセンター改築（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	233,200,000円 （うち消費税等 21,200,000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	くみあい建設・永森建設工業射水 市下村コミュニティセンター改築 （建築主体）工事共同企業体 代表者 射水市鷲塚65番地7 くみあい建設株式会社 代表取締役社長 渡邊 竜一 構成員 射水市三ヶ3973番地 永森建設工業株式会社 代表取締役 永森 忠志	契約締結の日 ～ 令和2年3月25日

議案第51号

射水市斎場新築（建築主体）工事請負契約について

（説明）

令和元年5月14日に制限付き一般競争入札に付した射水市斎場新築（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	1,779,800,000円 (うち消費税等 161,800,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	佐藤工業・牧田組・四方組射水市 斎場新築（建築主体）工事共同 企業体 代表者 富山市桜木町1番11号 佐藤工業株式会社北陸支店 常務執行役員支店長 金子 政史 構成員 射水市庄西町一丁目18番33号 株式会社牧田組 代表取締役社長 牧田 和樹 構成員 射水市作道685番地2 株式会社四方組 代表取締役 四方 正江	契約締結の日 ~ 令和3年1月7日

議案第52号

射水市斎場新築（電気設備）工事請負契約について

（説明）

令和元年5月14日に制限付き一般競争入札に付した射水市斎場新築（電気設備）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工期
電気設備 工事	225,343,800円 (うち消費税等 20,485,800円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	クリシマ・東和電設射水市斎場 新築（電気設備）工事共同企業体 代表者 射水市布目沢315番地6 株式会社クリシマ射水本店 所長 東山 等 構成員 射水市塚越1682番地 有限会社東和電設 代表取締役 大亀 文雄	契約締結の日 ~ 令和3年1月7日

議案第53号

射水市斎場新築（機械設備）工事請負契約について

（説明）

令和元年5月14日に制限付き一般競争入札に付した射水市斎場新築（機械設備）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工期
機械設備 工事	303,600,000円 (うち消費税等 27,600,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	菱機工業・丸芳工業射水市斎場 新築（機械設備）工事共同企業体 代表者 富山市黒瀬北町二丁目17番地6 菱機工業株式会社富山支店 取締役支店長 大野 賢治 構成員 射水市三ヶ2488番地3 丸芳工業株式会社 代表取締役 稲積 茂	契約締結の日 ~ 令和3年1月7日

議案第 5 4 号

射水市斎場新築（火葬炉設備）工事請負契約について

（説 明）

射水市斎場新築（火葬炉設備）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 第 1 項（別表第 3）、同令第 1 6 7 条の 2 第 1 項、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
機械器具 設置工事	307,230,000円 （うち消費税等 27,930,000円）	随意契約	富山市奥田新町12番3号 株式会社宮本工業所 代表取締役 宮本 芳樹	契約締結の日 ~ 令和3年1月7日

議案第 5 5 号

クリーンピア射水基幹的設備改良工事請負契約について

（説 明）

令和元年 5 月 1 4 日に制限付き一般競争入札に付したクリーンピア射水基幹的設備改良工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 第 1 項（別表第 3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
清掃施設 工事	3,608,000,000円 （うち消費税等 328,000,000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	大阪市中央区備後町四丁目1番3号 株式会社神鋼環境ソリューション 大阪支社 支社長 今中 照雄	契約締結の日 ~ 令和4年2月28日

議案第56号

射水市立歌の森小学校屋内運動場大規模改造（建築主体）工事請負契約について

（説明）

令和元年5月28日に制限付き一般競争入札に付した射水市立歌の森小学校屋内運動場大規模改造（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工期
建築主体 工事	187,000,000円 (うち消費税等 17,000,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	高田建設・原建設射水市立歌の森 小学校屋内運動場大規模改造 (建築主体)工事共同企業体 代表者 射水市土合1490番地 高田建設株式会社 代表取締役 高田 実 構成員 射水市作道2035番地4 原建設株式会社 代表取締役 原 龍治	契約締結の日 ~ 令和元年 10月25日

議案第 57 号

射水市立小杉南中学校大規模改造第 期（建築主体）工事請負契約について
（説明）

令和元年 5 月 28 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立小杉南中学校大規模改造第 期（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 121 条の 2 第 1 項（別表第 3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	421,300,000円 (うち消費税等 38,300,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	くみあい建設・永森建設工業射水 市立小杉南中学校大規模改造第 期（建築主体）工事共同企業体 代表者 射水市鷺塚65番地7 くみあい建設株式会社 代表取締役社長 渡邊 竜一 構成員 射水市三ヶ3973番地 永森建設工業株式会社 代表取締役 永森 忠志	契約締結の日 ~ 令和2年2月28日

議案第58号

射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事請負契約について

（説明）

令和元年5月28日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	374,000,000円 (うち消費税等 34,000,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	高田建設・佳栄建設射水市立大門 中学校長寿命化改良第 期（建築 主体）工事共同企業体 代表者 射水市土合1490番地 高田建設株式会社 代表取締役 高田 実 構成員 射水市七美中野205番地 株式会社佳栄建設 代表取締役 小関 佳誉子	契約締結の日 ~ 令和2年3月31日

報告第 1 号

専決処分承認を求めることについて

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

専決処分数 1 号

射水市市税条例等の一部改正について

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 射水市市税条例(平成17年射水市条例第78号)の一部改正(第1条関係)
 - ア 所得税の住宅ローン控除の改正により控除期間が3年間延長されることに伴い、市民税の住宅借入金等特別税額控除の控除期間についても同様に延長するもの。
 - イ ふるさと納税制度の見直しに伴い、市民税の寄附金税額控除の対象を特例控除対象寄附金(総務大臣が定める基準に適合する都道府県、市町村又は特別区として同大臣が指定する当該地方団体に対する寄附金をいう。)とするもの。
 - ウ 軽自動車税のグリーン化特例について、重課を令和元年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課の規定を削除するもの。
- (2) 射水市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年射水市条例第42号)の一部改正(第2条関係)

軽自動車税に関する経過措置に係る規定の整備を行うもの。
- (3) 射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成30年射水市条例第22号)の一部改正(第3条関係)

地方税法の改正に伴い、電子情報処理組織による法人市民税の申告納付に係る規定の整備を行うもの。
- (4) その他規定の整備を行うもの(字句の改正、引用条項の改正等)。

2 施行期日

平成31年4月1日。ただし、ふるさと納税制度の見直しに関する規定については、令和元年6月1日

報告第 2 号

継続費繰越計算書について（一般会計）

（説明）

小杉社会福社会館改修・改築事業費に係る平成30年度年割額の歳出予算の経費の金額のうち、当該年度に支出が終わらなかったものについて、これを翌年度に繰り越したので、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第145条第1項）。

・小杉社会福社会館改修・改築事業費

継続費設定可決の日 平成30年3月19日

平成30年度継続費繰越明細書

〔 継続費の総額 小杉社会福社会館改修・改築事業費 1,169,250,000 円 〕

事業名	予算額	支出済額及び支出見込額	翌年度繰越額
	円	円	円
小杉社会福社会館改修・改築事業費	701,550,000	435,274,374	266,275,626

報告第 3 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

（説明）

平成30年度射水市一般会計補正予算（第5号）（平成31年3月14日可決）第2条において繰越明許費を設定した経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第146条第2項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
庁舎管理費	16,293,080
公共施設跡地利活用事業費	22,426,000
総合戦略管理費	5,555,000
電算管理費	957,960
駐車場・駐輪場管理費	9,828,000
保育園等整備事業費	32,986,000
斎場整備事業費	26,344,000
収集指定袋取扱費	430,000
クリーンピア射水管理費	6,194,000
農業振興推進費	0

事業名	翌年度繰越額
	円
土地改良事業推進対策費	26,710,000
農地管理費	2,882,250
林業振興推進費	130,000
新湊漁港建設費	4,063,614
企業誘致対策費	7,776,000
市道新設改良費	3,308,400
地方道路交付金事業費	59,411,400
地方特定道路整備費	24,268,000
道路橋梁維持費	19,520,400
橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	34,204,600
消雪施設維持管理費	0
土砂災害対策費	17,987,000
港湾建設促進費	15,753,744
まちづくり交付金事業費	121,605,574
公園維持管理費	6,764,000
重点密集市街地整備費	0
消防団運営費	3,294,000
防火水槽整備事業費	0
通信施設整備事業費	799,200
学校管理費（小）	793,922,280
学校管理費（中）	118,260,000
大門中学校整備費	425,506,140
小杉南中学校整備費	21,384,000
幼稚園管理費	26,883,600
合 計	1,855,448,242

報告第 4 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

（説明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第 26 条第 1 項及び第 3 項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
公共下水道事業	674,000
改築事業	216,837,000
雨水整備事業	972,521,000
特定環境保全公共下水道事業	3,864,000
流域下水道建設負担金	8,247,000
農業集落排水事業	1,404,000
合計	1,203,547,000

